

共創コミュニティ創出支援事業委託業務仕様書

1. 業務目的

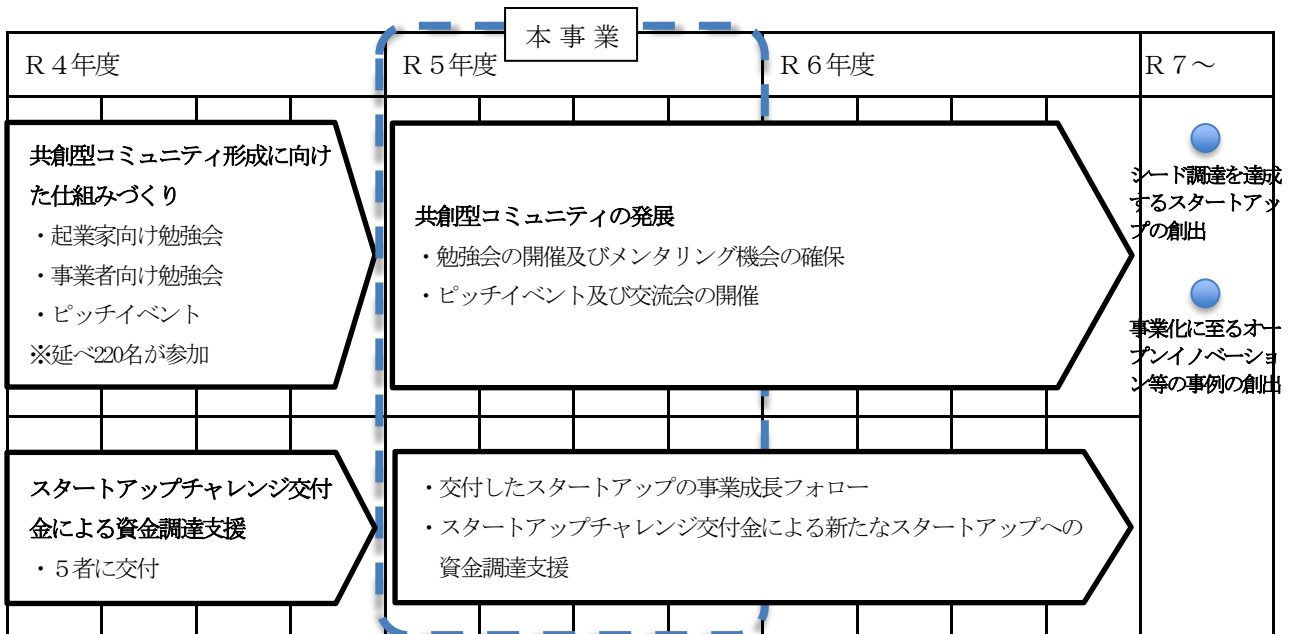
- (1) 本市産業の活性化のためには、地域発のスタートアップ（※1）の創出を促し、新たな時代の成長分野を生み出していくことが求められている。このため本市では、令和3年10月に産学官が連携して発足した東三河スタートアップ推進協議会へ参画し、スタートアップが生まれ、育つ環境整備、すなわち、地域に適したスタートアップ・エコシステム形成に着手したところである。
- (2) こうした本市が目指すエコシステム形成のためには、地域内外のスタートアップ起業家、新規事業創出・スタートアップとの共創に積極的な地域事業者の社員・経営者、エンジェル投資家、VC、金融機関、大学研究者、支援機関等が、相互の関係性を深め、本地域発の新たなビジネスの創出に向けた連携、支援、切磋琢磨が生まれるコミュニティづくりに取り組む必要がある。
- (3) また、当地域では起業時における主な資金調達手法は、そのほとんどが融資によるもので、投資により資金調達する例は極めて少ない。さらに、新事業創出の手法としてオープンイノベーションを始めとする外部連携の考え方も更に浸透させる必要がある。スタートアップの成長過程において、投資による資金調達及び事業者との共創は、非常に重要な要素であるため、地域の人材が、投資やオープンイノベーション等の実現に必要なことを学び、実践できる場を設ける必要がある。
- (4) 本事業は、上記（1）をふまえ（2）、（3）を推進することで、スタートアップと地域の事業者等が共創により共に発展し、地域発のイノベーションを起こすことを目的とするものである。

※1 スタートアップ：優れたビジネスプランを持つ起業家または起業家候補

2. 業務内容

令和4年度は、地域内外のスタートアップ起業家及び事業者向けに、それぞれ勉強会を実施した。さらに、地域外のエンジェル投資家やVC等呼び込み、本地域初のピッチイベントも開催した。こうした取り組みを通じて、地域外の人材の呼び込みや、地域の事業者、経営者と接点をつくることができた。今後もこうした取り組みをさらに強化し、本地域発のスタートアップ起業家及び新規事業創出に取り組む地域事業者を増やしていく必要がある。さらに、その事業の成長を支援していくことも必要である。

本年度は、コミュニティがさらに発展することを目指し、以下の業務を実施する。なお、受託者は東三河スタートアップ推進協議会と連携し、各業務にあたること。



(1) 共創コミュニティ形成に向けた伴走支援

① 共創の場の発展

共創コミュニティの発展のために必要な施策の洗い出しと組み立てについて、随時専門的見地から助言と情報提供を行うこと。

② コミュニティメンバーの充実

東三河スタートアップ推進協議会と連携し、地域内外のスタートアップ起業家、新規事業創出・スタートアップとの共創に積極的な地域事業者の社員・経営者、エンジェル投資家、VC、金融機関、大学研究者、支援機関等からなるコミュニティを充実させるために、地域内外の人材、事業者等を積極的に巻き込むこと。

③ 新たなコミュニティメンバーの巻き込み

具体的な方策を実施し、新たな地域事業者を巻き込むこと。

④ 関係構築及び事業創出支援

地域におけるスタートアップ起業家の資金調達及び地域事業者との共創による新事業創出が促進されるよう関係構築を支援すること。

(2) 定期的な成長機会及び共創機会の提供

① 勉強会の開催及びメンタリング機会の確保

8回程度勉強会を開催すること。勉強会には少なくとも以下の内容を盛り込み企画すること。

<スタートアップ起業家向け>

- ・事業成長に必要な考え方、スキル
- ・事業者との協業、エンジェル投資家等から投資を受ける際の注意点、ピッチのポイント

<新規事業創出に取り組みたい事業者向け>

- ・新事業創出に必要な考え方、スキル
- ・スタートアップとの協業に必要な考え方や、協業の際の注意点

<メンタリング機会の確保>

・スタートアップ起業家に対し、エンジェル投資家やVC、個別関連のある地域事業者の社員や経営者がアドバイスをを行う場を設け、両者の接点を構築することでスタートアップ起業家の事業成長を促進する。

② ピッチイベント及び交流会の開催

事業化を目指すスタートアップ起業家が資金調達や事業者との共創を目的に、新規事業創出やスタートアップとの共創に積極的な事業者の社員や経営者、エンジェル投資家、VC、金融機関ら向けに、ビジネスプランを発表するピッチイベントを3回程度開催すること。開催に際し、登壇するスタートアップ起業家の募集（各回5者以上うち地域内1者以上）と地域内外のエンジェル投資家や事業者等の参加調整を行うこと。なお、賞金の支給や投資が発生した際は、エンジェル投資家等と起業家間で直接やり取りすることとする。

また、新規事業創出やスタートアップとの共創に積極的な地域事業者の登壇機会を、少なくとも1回設けること。

(3) スタートアップチャレンジ交付金審査会の運営補助

・市が交付するスタートアップチャレンジ交付金の認定審査会の運営補助を行う（審査方法・審査員・評価表について、専門的知見からアドバイスを行う）。

※2 スタートアップチャレンジ交付金：エンジェル投資を受ける等、優秀なビジネスプランをもつスタートアップ起業家を後押しするため、本市より上限250万円で交付を行う。また、審査員の選定補助にあたり、審査員に対する謝金及び旅費の支払いも行うこととする。

(4) その他関連業務

- ① 事業実施計画書の作成 (契約締結後速やかに)
- ② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催 (議事録作成も行うこと)
- ③ ホームページの作成及びSNSを活用した効果的な情報発信、
- ④ 事業関係者との連絡調整、費用の支払い (謝金・旅費、会場への使用料等の支払い)
- ⑤ 本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること
- ⑥ 実施報告書の作成 (電子データ、令和6年3月中)

3. 目安となるスケジュール (契約締結日から令和6年3月31日まで)

名称	R5年度 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
共創コミュニティ形成に向けた伴走支援	参加者の募集及び勧誘・関係構築支援・制度設計業務										
定期的な成長機会及び共創機会の提供	勉強会及びメンタリング										
		★ ピッチイベント			★ ピッチイベント			★ ピッチイベント			
スタートアップチャレンジ交付金認定審査会の補助					スタートアップチャレンジ交付金交付への助言				★ 審査会		
その他関連業務	● 事業実施計画書提出				週1回程度の定例ミーティング						● 実績報告書提出

4. KPI

以下の達成を目指すものとする。

- ・スタートアップ起業家の資金調達件数 (出資、融資、補助金の獲得) : 10件
- ・地域事業者の新規参加者数 : 50名
- ・スタートアップ起業家と地域事業者との活動を伴うプロジェクト組成件数 : 5件

5. 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。

※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

事業内容	事業者	市	備考
(1) 共創コミュニティ形成に向けた伴走支援			
① 共創の場の発展業務	○	△	事業者は専門的知見から助言と情報提供を行う
② コミュニティメンバーの充実	○	△	地域内外の人材、事業会社の巻き込み

③ 関係構築及び事業創出支援	○	△	
(2) 定期的な成長機会及び共創機会の提供			
① 勉強会の開催及びメンタリング機会の確保	○	—	8回以上
② ピッチイベント及び交流会の開催	○	—	3回以上
(3) スタートアップチャレンジ交付金審査会の運営補助			
① スタートアップチャレンジ交付金審査会の運営補助（審査員の謝金及び旅費の支払いも行う）	△	○	事業者は審査を補助し、交付金の執行は市が行う
(4) その他関連業務			
① 事業実施計画書の作成	○	—	
② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）	○	△	
③ ホームページの作成及びSNSを活用した効果的な情報発信	○	—	
④ 事業関係者との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）	○	—	
⑤ 本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること	○	△	市は、関連他事業の進捗を定期的に共有
⑥ 実施報告書の作成	○	—	

△は協力して行うもの

6. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「本市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。